# 第３章　重点課題と基本的施策の体系

県条例に規定する基本的施策を下表のように４つの重点課題ごとに位置づけて、推進します。

- 第1　犯罪被害者等支援のための体制整備への取組
  - 1. 相談及び情報の提供等
  - 2. 犯罪被害者等の支援を担う人材の育成
  - 3. 民間支援団体の活動の支援
  - 4. 連携協力の推進
- 第2　精神的･身体的被害の回復･防止への取組
  - 1. 心身に受けた影響からの回復
  - 2. 安全の確保
  - 3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- 第3　損害回復･経済的負担の軽減への取組
  - 1. 経済的な助成に関する情報の提供、助言等
  - 2. 居住の安定
  - 3. 雇用の安定
  - 4. 日常生活の支援
- 第4　犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組
  - 1. 県民及び事業者の理解の増進
  - 2. 学校における教育